

国民健康保険、後期高齢者医療制度 被保険者のみなさんへ

▷問い合わせ

国民健康保険のこと＝保険年金係（☎ 2 2 3 - 3 5 3 2）

後期高齢者医療制度のこと＝保険年金係（☎ 2 2 3 - 3 5 3 2）

または、福岡県後期高齢者医療広域連合（☎ 〈0 9 2〉 6 5 1 - 3 1 1 1）

マイナ保険証のこと＝マイナンバー総合フリーダイヤル（☎ 〈0 1 2 0〉 9 5 - 0 1 7 8）

新しい資格確認書、資格情報のお知らせを送ります

現在使用している被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせの有効期限は、7月31日です。

8月から使用できる新しい資格確認書または資格情報のお知らせを下表のとおり郵送します（有効期限は令和8年7月31日です。ただし、国民健康保険で70歳や75歳になる人は有効期限が異なります）。国民健康保険被保険者と後期高齢者医療制度被保険者では、送付物が異なります。

なお、有効期限の切れた古い被保険者証などは、はさみなどで切ってから捨ててください。

※令和6年12月2日以降、被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

送付物、送付方法

保険の種類	対 象 者	送 付 物	送 付 方 法
国民健康保険	・ <u>マイナ保険証を持っていない人</u> ・ <u>マイナ保険証に紐づけていない人</u>	資格確認書	世帯主宛に7月下旬に簡易書留で郵送します（受け取りには本人か同一世帯員の認印またはサインが必要です）。
	・ <u>マイナ保険証に紐づけている人</u>	資格情報の お知らせ	世帯主宛に7月下旬に普通郵便で郵送します。
後期高齢者 医療制度	・ <u>全員（マイナ保険証の有無や紐づけに関わらず）</u>	資格確認書	本人宛に7月下旬に簡易書留で郵送します（受け取りには本人か同一世帯員の認印またはサインが必要です）。

※医療機関では資格確認書またはマイナ保険証を窓口で提示してください。なお、マイナ保険証が機器の不具合などで読み取れない場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせを提示してください。

資格確認書に限度額の適用区分が併記できます

被保険者証と同様、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証も、新たに発行されなくなり、8月からは資格確認書に限度額の適用区分を併記する仕組みに変わります。

資格確認書に限度額の適用区分の併記を希望する場合は保険年金係に申請してください。

ただし、後期高齢者医療制度被保険者で次の人には、限度額の適用区分が併記された資格確認書を郵送します。

- ①令和6年度中に限度額適用認定証が交付されていた人
- ②令和6年度中に限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されていた人
- ③既に限度額の適用区分が併記された資格確認書を持っている人

なお、マイナ保険証の人は、手続きは不要です。



町外に住んでいる人の資格確認書または資格情報のお知らせを発行します（国民健康保険被保険者のみ）

世帯の被保険者で、就学のため芦屋町外に住民票を移した人で、芦屋町の被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせを持っている人は、申請により資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。在学証明書または合格通知書、窓口に来る人の本人確認ができるものを持って、保険年金係に申請してください。

令和7年度の後期高齢者医療保険料のお知らせが届きます（後期高齢者医療制度被保険者のみ）

令和6年中の所得金額と世帯状況により、保険料額を決定します。7月中旬に郵送する後期高齢者医療保険料額決定通知書で確認してください。

なお、世帯とは令和7年4月1日時点の世帯（75歳になる人、県外からの転入者などはその時点）が基準です。



マイナ保険証を利用してください

マイナ保険証には様々なメリットがありますので、持っている人は、利用してください。

【マイナ保険証のメリット】

- ・お薬や受診の履歴に基づいた、より良い医療が受けられる
- ・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される
- ・救急現場で、搬送中の適切な応急措置や病院の選定などに活用される

